

石川県公報

平成30年2月20日
第13081号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認 定 (水産課)	2
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	1	○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する 公告 (監理課)	2
○平成29年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	1		

告 示

石川県告示第56号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月20日

石川県知事 谷本正憲

名 称	所 在 地	指定年月日
中田 和子	白山市日御子町ホ80番地2	平成30年2月1日

石川県告示第57号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月20日

石川県知事 谷本正憲

名 称	所 在 地	指定年月日
中田 和子	白山市日御子町ホ80番地2	平成30年2月1日

石川県告示第58号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年2月20日

石川県知事 谷本正憲

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
志 賀 町	西浦地区(Ⅱ)	平成30年2月20日から 同年3月31日まで
中 能 登 町	一青Ⅰ・Ⅱ地区、末坂Ⅰ・Ⅱ地区、末坂Ⅲ地区、末坂Ⅳ地区、井田Ⅴ地区、井田Ⅵ地区	〃

石川県告示第59号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成30年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

金沢加入区

1 発起人の住所及び氏名

金沢市神谷内町へ67番地1号 関塚 勝次

金沢市赤土町ワ4番地1 大杉 定男

2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町の区域

3 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業であって、金沢港（西地区）を係留港とし、総トン数3トン以上の漁船により営む漁業

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年1月17日

公 告**経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告**

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成30年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成30年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- (1) 平成29年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成30年4月まで
- (2) 平成29年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成30年5月まで
- (3) 平成29年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成30年6月まで
- (4) 平成30年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月まで
- (5) 平成30年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月まで
- (6) 平成30年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月まで
- (7) 平成30年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月まで
- (8) 平成30年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月まで
- (9) 平成30年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月まで

(10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

3 申請の方法等

- (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。

- (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

イ 添付書類

(ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類

(イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)

(ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表15の項に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

2に定める期間内

(2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参すること。

8 問合せ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

